

2 出店条件

(1) 募集テナントの概要

ア 区画及占有面積

- ・1区画で占有面積は約88平方メートル以下とする。但し、占有面積には厨房スペース約41平方メートルを含むものとする。(別添図面に示す範囲内であること)

イ 営業開始日

- ・原則として、平成31年のゴールデンウィーク期間中より営業開始すること。

ウ 営業期間

- ・契約より3年以上営業すること。

オ 営業時間等

- ・営業日は、年中無休とする。
- ・営業時間は、原則としてターミナルビル開館時間(6時から22時まで)の中で設定すること。
ただし、昼食(概ね10時から14時)・夕食(概ね16時から20時)の時間帯には必ず営業すること。(最終出発便が遅延する場合も踏まえ設定すること)

カ 提供サービスの内容

- ・利用者への幅広いサービスを提供するとの観点を踏まえ、利用しやすいメニューや価格を設定すること。
- ・アルコール類を提供する場合には、飲酒運転対策、未成年の飲酒対策等を徹底すること。

キ 営業補償

- ・台風等の異常気象や災害発生、航空機の欠航や遅延などに起因し、売上に影響が生じても営業補償には一切応じられない。

※ 占有面積については、通路境界線と壁芯、柱芯計算により算出した面積(室内柱面積を含む)とし、正確な面積はターミナルビル完成の際に計測。

※ 増築する1階ロビーには、弊社において軽食類の飲食が可能な座席・テーブルを設置する予定であり、店舗からカウンター経由でサービスを提供し、お客様は施設共有の飲食フロアー(フードコート)を利用するイメージ。

(2) 保証金・賃料等

ア 保証金(敷金)は、60,000円×占有面積(m²)を預託すること。なお、利息については無利息とし、原則として、契約解除時に精算後返還する。

イ 月額賃料は、売上の10%とする。

ウ 月額管理費は、3,200円×占有面積(m²)とする。

エ 月額光熱水費は、実費負担とする。

オ 保証金・賃料等の支払い方法は、事前に協議のうえ契約締結までに決定する。

(3) 店舗の造作費・設備費について

ア 厨房スペースについては、別紙「厨房仕様書(以下、「仕様という。）」に基づき、弊社において平成31年3月下旬までに整備する予定。

イ 仕様に示す以外の仕上げ及び造作、設備機器などは事業者負担とする。

なお、ターミナルビルは原則火気使用不可であることから、設置する設備機

器等の仕様には十分留意すること。

ウ 厨房スペース以外の範囲を店舗などとして利用する場合の仕上げ及び造作（床面及び壁、天井は空港ビル仕様にて施工済）、設備に係る費用は、事業者の負担とする。

なお、施工内容（内装仕上げ含む）、施工時期については事前に当社と協議を行い、当社の承認を得た上で施工すること。

エ その他の費用

- ・営業上必要な許認可の申請、取得は事業者が行い、取得費用は事業者負担とする。
- ・火災保険及び損害保険は、事業者負担で加入すること。
- ・関係法令に従い消火器等の設置が必要な場合は、事業者負担により設置すること。
- ・契約終了に伴う現状復帰は事業者負担により行うこと。

(4) その他

ア 助成制度

- ・「岩国市企業誘致等促進条例」に基づく事業所設置奨励金（店舗等賃借料分の助成）や雇用奨励金の活用が可能である。条件など詳細については岩国市産業振興部 商工振興課企業労働班（TEL:0827-29-5110）まで問合せすること。

3 応募資格等

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、募集箇所においても必要な許可が受けられる見込みがあること。
- (2) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (4) 空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号。以下「空管則」という。）の規定に違反し、又は空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日又は指示、命令等の履行を終えた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 空管則第 26 条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (6) 概ね 5 年以上営業しようとしている業種と同種の営業経験を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる。暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体が経営に関与していないこと。
- (8) 過去 3 年間業務を営むことに関して、法令に違反し、又は罰則を受けたことがないこと。
- (9) 国税及び地方税を完納していること。

4 その他営業に当たっての留意事項

- (1) 賃貸物件を転貸したり、賃借権・営業権などを第三者に譲渡したり、担保に供することはできない。
- (2) ターミナルビル内にストックヤードや更衣室・休憩室はないので、必要な場合は占有面積の中で準備すること。
- (3) 従業員が車での通勤を希望する場合は、空港駐車場を3千円／月で利用可能。
- (4) 利用者の支払いについては現金及び電子マネー、クレジットカードでの決済ができることが望ましい。
- (5) テナント事業者は、空港管理規則第12条の3の規定により、岩国空港事務所長に届出ること。なお、詳細は別途指示する。